

第2章

ドイモイ下における国会と人民評議会の変容

五島 文雄

要約

本稿は、「ベトナムにおける選挙、議会が、一党独裁体制の維持にいかなる機能を果たしているのか?」という問題意識のもとに進めている研究の中間報告である。したがって、ここでは、従来の研究をレビューしつつ、この1年間の研究で判明したことを整理すると共に、残る1年間の研究期間にいかなる方法で研究をすれば、どのような成果が得られそうかということを提示した。

本稿における研究課題に対する暫定的な結論は、以下の2点である。

- ① ドイモイ以降、選挙は制度的にも実態的にも概ね一党独裁体制の維持に寄与する方向で実施されていると考える。
- ② 国会は、国会の立法機能と監視機能を強めつつ、一党独裁体制の維持に寄与する方向にあるものの、地方議会は一党独裁体制の維持を困難にしかねない状況にあるように考える。

キーワード

ベトナム、一党独裁体制、選挙、国会、人民評議会

はじめに

ベトナムでは第6回党大会（1986年12月）以降、グエン・ヴァン・リン書記長（当時）の下で「ドイモイ」（刷新）が開始された。このドイモイ開始の主要な原因是、1986年当時、出口のない経済苦況に陥ったベトナムがその打開策を探る必要に迫られたこと、また、そのような状況を招いたベトナム共産党に対する国民の不満が1930年の党設立以来最高と言われるほどに高まり、それを举国一致の体制で乗り切ろうとしたことにある。同党大会で、党指導部は自らが指導してきた国家統一（1976年）以降の経済・社会政策を総括し、その指導上の誤りや欠点について厳しい自己批判を行ない、党がそれまで大衆の願望を十分理解せず、大衆から遊離し、現実を正しく評価せず主観的に経済・社会政策の指導を行ない、政権政党としての責務を十分果たし得なかったことを猛省し、「人民こそ根本である」（lay dan lam goc）という原点に立ち

戻る必要があることを表明した。以来、ベトナムでは政治の「民主化」、情報の「公開化」、経済管理機構の改善、経済開放政策の実施などを主要な内容とする「ドイモイ」路線が積極的に推進され、今日に至るまで同路線が継承されることになった。

「ドイモイ」の下での政治の「民主化」は、国会、人民評議会などの民選機関の役割を重視し、同時に大衆団体の役割を重視する方向で推進された。また、情報の「公開化」もすすめられ、従来以上に言論の自由を拡大し、新聞・雑誌など公刊文献でも国民各層の意見を紹介するなど社会に新しい空気を吹き込んだ。

筆者は、来年度の最終報告書で「ベトナムにおける選挙、議会が、一党独裁体制の維持にいかなる機能を果たしているのか」という問題意識のもとに、このようなドイモイの下でベトナムの選挙と議会がどのように変容してきたのかを論じる予定である。

そこで、この中間報告では、第1節で従来の研究をレビューする。第2節では筆者がこの1年間に知りえたことを整理する。そして、第3節では今後の研究課題と研究方法を提示することにしたい。

第1節 先行研究のレビュー

1. 国会代表選挙と国会の活動について

日本では、「ベトナムにおける選挙、議会が、一党独裁体制の維持にいかなる機能を果たしているのか?」という問題意識・発想から、ベトナムにおける国会代表選挙や国会の活動を実証的かつ本格的に論じたものは皆無に等しい。そもそも、日本でベトナムの国会代表選挙や国会の活動について正面から論じている論文は、筆者が1984年と1994年に執筆した2本の論文と2007年に遠藤聰が執筆した論文「ベトナムの国会と立法過程」がある程度にすぎない。遠藤論文は当時の憲法、国会組織法、法規規範文書公布法に基づき国会の立法過程を丁寧に「解説」した点に最大の意義があるものの、国会の選挙や活動について分析を行っているわけではない。その他には、ベトナムの国会代表選挙と国会の活動が変化していることを指摘する概説書があるに過ぎない。

また、世界的に見てもベトナムの国会に関する研究は殆どないが、近年の注目すべき論文として2010年にEdmund Malesky and Paul Schulerが執筆した論文がある。同論文の結論は国会が社会の要求を表明し得る体制外グループを包摂する場となっており、そのような場を共産党が作りだしている、と単純ではある[Malesky and Schuler 2010]。しかし、①分析対象が第12期国会(2007年~2011年)であり、筆者がこれまでに分析対象としてきた第9期国会(1992年~1997年)よりも新しいこと、②そのことを反映して近年になって公表されるようになった国会代表に関する個人情報を独自のアイディアで利用して実証的に分析していること、③そして何よりも結論が権威主義体制

論を意識したものである点で注目せざるを得ない。

（1）国会代表選挙について

①第2期（1960年～1964年）から第7期（1981年～1987年）

1984年に筆者が執筆した「共産党の指導力と『集団主人公権』 - ベトナムの国会に関する考察」は、ドイモイ以前に執筆したものであり、国会代表の個人情報としては氏名が公表されるだけの時代のものである。同論文は、第2期（1960年～1964年）から第2期（1981年～1987年）までの国会代表選挙を分析対象としたものであるが、現時点においても研究として意義のある指摘をしたとすれば、以下の5点が挙げられよう。

1.国会代表選挙法（1959年の選挙法と1980年の選挙法）の①立候補申請者に関する規定、②立候補者の最終決定に関する規定ならびにその運用実態から判断して、国会代表選挙では共産党支持者が多数を占めることができると指摘したこと。

2.国会代表選挙は定数の1.2～13倍を立候補させる差額選挙であり、立候補者数を決めるのも、その階層別・身分別構成を決めるのも実質的に共産党指導部であり、その変化を分析することによって党指導部の時代認識を看取できることと指摘したこと。

3.1980年の国会代表選挙法では、1959年の選挙法では認められていた個人が自由に立候補する権利が否定されるという条文上の大きな修正がなされたが、実質的には旧選挙法の下でも「個人の立候補権」は実質的に認められていなかつたと指摘したこと。

4.共産党员の立候補者であっても選挙に落選することを実証し、党员であっても立候補者自身の能力や人格によって大衆（有権者）の審判を受ける。それは党指導部自身が大衆の支持を得られる国会代表の選出を望んでいる証であろうと指摘したこと。

5.選挙において国会代表の再選者数は全体の30～35%で、一度落選すると再び立候補者として推薦されたり、返り咲いたりすることは殆どないという事実を実証し、また、国会では党の路線・政策が否決されたことがないという事実から判断して、国会代表は事実上、「政治家」というよりも「党の路線・政策の推進者あるいは宣伝家」として存在すると指摘したこと。

②第8期（1987年～1992年）と第9期（1992年～1996年）

その後、筆者自身は政治のドイモイの進展具合を確認したいという意図から1994年に「ドイモイ下の国会の変容」という論文を執筆した。同論文では、ドイモイ開始後の1987年の第8期国会代表選挙（80年憲法の下で制定された81年の国会代表選挙法に基づいて実施）と1992年の第9期代表選挙（1992年憲法の下で制定された国会代表選挙法に基づいて実施）の2回の選挙と第8期・第9期国会の活動について分析を試みた。また、1992年憲法制定過程における国会のあり方に関する議論を紹介・分析

した。

第8期国会代表選挙については、現時点においても意義のある指摘をしたとすれば、以下の4点が挙げられよう。

1.ベトナム統一後に実施された1976年と1981年の選挙時よりも選挙区の数が全国的に急増した事実を確認して、「選挙民が投票するにあたって立候補者との接触をしやすくする為の措置」としてベトナム側が説明していると紹介したこと。

2.国会代表の定数には殆ど変わりないが、立候補者の数が大幅に増大し（従来、定員3名の選挙区では立候補者が4名、定員4名の選挙区であれば立候補者が5名であるのが一般的であったのに対し、87年の選挙では立候補者がそれぞれ従来よりもさらに1名多くしたのが原因）、大衆（有権者）が投票によって国会代表を選ぶ選択幅を拡大したこと。

3.旧サイゴン政権の閣僚が当選し、他方、ベトナム共産党中央委員候補が落選したこと。

4.公表された資料で初めてベトナム共産党員が国会代表の過半数を占めていることを確認できること。

第9期国会代表選挙については、1994年の拙稿では第7期から第8期までとは異なる選挙法の下で選挙が実施されたので、まず81年の選挙法と92年の選挙法の相違を3点指摘し、次に選挙結果を分析してその特徴を指摘した。

92年の選挙法について指摘した3点は以下の通りである。

1.81年の選挙法で否認された「個人の立候補権」が92年の選挙法で再び認められたこと（89年の人民評議会代表選挙法の改正の際にすでに「個人の立候補権」は認められていたが、実際の選挙では実態に大きな変化がなかった。それだけに国会代表選挙法の改正では、この変化がどのような結果をもたらすのかが注目された。そして、それ以後の選挙においても、「個人の立候補権」がどの程度実質化するかが注目され続けている）。

2.国会代表の定数が400名以下と明記されたこと（従来は500名近い定数であったからこれは大幅な削減であった。当時のベトナムでは国家機構の簡素化に伴い、各国家機関で人員削減を積極的に行っており、国会が模範を示すためにこのような措置がとられたものと思われる。この定数は次の国会選挙では元に戻された）。

3.従来は定数の6分の1が少数民族のために特別に配分されていたが、新選挙法では少数民族に対してこのような配分を数字で明記しなくなったこと。

しかし、このような変化にもかかわらず、選挙の実態は第7回党大会で強調された「法治国家」論、「三権分担」論を強化できるようにするため、言い換えれば国会の立法機能強化をできるように階級別・階層別構成を大きく変化させた以外は基本的に

従来と変化がなかった。具体的に、現時点においても意義のある指摘をしたとすれば、以下の 7 点が挙げられよう。

1.選挙区の数が 87 年には 167 であったが、92 年の選挙では 158 と従来とほぼ同じではあるが若干減少したこと。

2.上述のように国会代表の定数が大幅に減少したこと。92 年の選挙では 395 名と前期より 100 名も減少している。

3.「個人の立候補権」が認められたにもかかわらず、この権利を行使した 38 名の自薦者の内で最終立候補者名簿に掲載されたのは 2 名にすぎず、立候補者決定のプロセスでほとんどこの規定が生かされなかつたこと。

4.国会代表の階層別・身分別構成が大きく変化したこと。ベトナムの発表では当選者の中に女性 73 名 (18.48%)、少数民族 66 名 (16.70%)、祖国戦線および各人民団体の代表 59 名 (14.93%)、宗教関係者 7 名 (1.77%)、前期国會議員 103 名 (26.07%)、工業分野で活動する代表 19 名 (4.81%)、農業分野で活動する代表 58 名 (14.68%)、人民武装勢力の代表 38 名 (9.62%)、政治幹部 43 名 (10.88%)、文学・芸術 20 名 (5.06%)、教育部門の代表 24 名 (6.07%)、医療部門の代表 16 名 (4.05%)、国家管理分野の代表 123 名 (31.13%)、大学卒以上の学歴を持つ代表 222 名 (56.20%) が含まれていた。

これは最終立候補者名簿を作成する段階で党がある程度このような結果を予測・期待していたことであるが、ここで注目されるのは、階級別・階層別構成の発表の仕方が従来と大きく異なっていることと、従来、全国会代表の 40%を占めてきた「労働者」と「(集団) 農民」が、92 年には 20%程度に激減していることである。前者は、ドイモイの下で国会代表の構成のあるべき姿について前期の時点とは大きく異なっていることを意味しており、後者はその結果を象徴的に現していると言えよう。

5.国会代表の階級別・階層別構成の発表内容からみて、階級的観点が弱まり、社会と国家を分ける視点が強まったように思われること。従来の「労働者」、「(集団) 農民」という区分が「工業分野で活動する代表」、「農業分野で活動する代表」となり、また、従来の「政治幹部」が今回は「祖国戦線および各人民団体の代表」、「国家管理分野の代表」、「政治幹部」の 3 つに分けていると考えられるからである。(ベトナムが選挙前に発表する各立候補者の肩書きでは、選挙後に発表される階級別・階層別構成の中のどこに分類されるのか不明確であり、農業合作社の主任で同時に社会団体の幹部である人物などの場合には、その分類が困難なことが多々あり、正確さに多少欠ける部分も出てくる)。

6.すでに触れたが、従来、「労働者」と「(集団) 農民」に区分されてきた国会代表に象徴されるような基礎組織レベル、特に生産部門の基礎組織である農業合作社や手工業合作社の(副)主任、国営企業の(副)企業長などを激減させたこと。第 9 期国会代表の中で農業合作社の主任は 10 名足らずで、手工業合作社の主任や国営企業の

企業長も 20 名足らずである。落選した主任や企業長の数も、それぞれ 10 名、30 名足らずである。この数値は、前期国会代表の中に農業合作社の主任が約 30 名、手工業合作社の主任や国営企業の企業長も約 50 名おり、落選した主任や企業長の数も、それぞれ約 50 名、100 名と多かつたことを考えると、非常に大きな変化である。立候補の段階で彼らは、4 分の 1 ないし 3 分の 1 程度に調節されている。国会での実質討議を重視した結果であろう。

7. ベトナム共産党員が国会代表の大半を占めていることを確認したこと。ハノイ放送によれば、国会代表の 8.4% が非共産党員である。従って、33 名が非党員、残り 362 名が党員である。

③第 10 期国会（1996 年～2002 年）以降

第 10 期国会代表選挙以降の選挙を詳細に分析した先行研究はない。わずかに、Malesky and Schuler [2010] の中で、第 9 期国会選挙から第 12 期国会選挙までの選挙で選出された国会代表をその選出（推薦）母体に注目しつつ中央・地方別・職業別カテゴリーを設けて具体的に紹介し、次のような意義ある 5 つの指摘をしている程度である。

1. 国会代表の構成には大きな変化はなく、比較的安定していること。

2. 第 11 期以降、各省庁から推薦される国会代表に替わり、（国会の調査部門ともいえる）国会事務局が多くなっていること。

3. (中央・地方管理の) 国営企業からの国会代表が第 9 期の 13% から第 12 期の 2% 弱へと劇的に減少し、彼らよりも自分の成功を政権指導者に依存しないで済む大学教授、医者、法律家、民間企業経営者が増えていること。

4. 国会代表の高学歴化を指摘していること（第 9 期では学士号取得者が 48% であったが、第 12 期には学士号所得者が 62%、その他さらに修士号・博士号取得者が 34% となった）。

5. 国会代表者の中に「国会専従者」が増えたこと。

以上、筆者の 2 本の拙稿と Malesky and Schuler [2010] の論文を中心に第 2 期から第 12 期までの国会代表選挙に関する先行研究をレビューしてきたが、これを「ベトナムにおける国会代表選挙が、一党独裁体制の維持にいかなる機能を果たしているのか？」という問題意識・発想からまとめるとすれば、まずはベトナム共産党が「国会代表選挙」によってどのような国会代表が選出されることが望ましいと考えてきたかを選挙の制度面だけではなく実態面からも判断する必要があるということであろう。ベトナムの場合、幸いにしてドイモイ路線は 30 年近くにわたり党是として肯定されており、筆者の分析した 1992 年の第 9 期国会選挙以降も選挙制度としては大きな変化がない。

したがって、選挙の実態を詳細に分析することが最も重要であると考える。その分析にあたって、これまた幸いなことに、国会代表選挙の立候補者・当選者に関する情報が詳細に公表されるようになっている。具体的には、2002年（第11期）の国会代表選挙以降は、立候補者の氏名、生年（月日）、性別、出生地、民族、宗教、最終学歴（学位）、職業（職位）、勤務地、（共産党員であれば）入党日、さらに当選者の得票率などが公表されるようになった。

（2）国会の活動について

第2期国会（1960年～1964年）以降の国会の活動について詳細に紹介・分析した先行研究は、前述の第12期国会時点における立法過程を論じた遠藤論文（2007）と同じく第12期国会における国会代表の質問・意見表明の内容とその選出（推薦）母体に着目して国会の活動（機能）を論じた Edmund Malesky and Paul Schuler（2010）の論文以外にはない。その他には、筆者が第8期国会と第9期国会の活動が以前の国会の活動と比較してどのような点で特徴的かを論じ、また、1992年憲法制定過程における国会に関する議論を検討して、当時のベトナム共産党指導者が国会のるべき姿をどのように考えていたのかを紹介した前述の拙稿「ドイモイ下の国会の変容」がある程度である。しかし、専論ではないもののアジア経済研究所『アジア動向年報』（各年度版）は、国会での主要な議論を紹介するなど、国会の活動の変化を知る上で貴重な情報を提供している。

①第2期（1960年～1964年）から第7期（1981年～1987年）

この時期の国会の活動については、資料的な限界もあり筆者の知る限り専論はない。筆者は拙稿「共産党の指導力と『集団主人公権』－ヴェトナムの国会に関する考察」（1984年）の中で、前述のように国会代表の再選者数は全体の30～35%で、一度落選すると再び立候補者として推薦されたり、返り咲いたりすることは殆どなく、また、国会では党の路線・政策が否決されたことがないという事実から判断して、国会代表は事実上、「政治家」とよりも「党の路線・政策の推進者あるいは宣伝家」として存在すると指摘した。すなわち、国会の活動は、党の路線・政策を国家として承認するという役割に限定されていたと言える。後述するように、この時期には法律もほとんど制定されず、国会の立法機能も限定的であった。

②第8期（1987年～1992年）と第9期（1992年～1996年）

筆者は1992年の拙稿の中で、第8期国会の活動については、ドイモイの下では「人民が知り、人民が議論し、人民が行い、人民が審査する」ことによって社会主義的民主主義を保障し、「党の指導の下で、社会主義的法制を強化する」ことが民主集中原

則に基づく民主主義であるとして立法機能が強化され、このようなスローガンのもとで、国会での審議は従来のような形式主義から実質主義へと転換が図られたと述べ、その上で、ドイモイ下の国会を分析するうえで現時点でも意味があったと考える次のような特徴を 7 点指摘した。

- 1.国会代表に対して、有権者との接触を十分に行い、国会で民意をできるだけ反映した議論を行うようにとの党の指導が積極的に展開されたこと。
- 2.国会での党批判、幹部批判を含め、国会代表が積極的に発言するように、また、党決議などに対しても主体的に意見を述べるように党自らが指導し、国会内の民主化を図ったこと。
- 3.国会での討議内容や採択結果をマスコミが公表するようになったこと（つまり、情報の公開化を一步進め、国会を国民の身近な存在にしたこと。結果、国民も国会内での討議内容、採択結果に注目するようになったこと）。
- 4.ドイモイの下での経済改革と政治改革にともない、従来以上に立法活動が強化されたこと。
- 5.今後の国会のあり方について当時の「憲法修正委員会」、政治局の考える方向性と内容を紹介し、1992 年の憲法と国会代表選挙法に反映できた部分を紹介したこと（その方向性と内容ならびに反映できた点は以下の通りである。①国会を日常的に活動する (hoat dong co tinh chat thuong xuyen) ような方向へと移行させること：全国会代表 (400 人以下) のうち少なくとも 60 名程度は他の職務を兼任しない国会代表専従者となることになり、また、専従でない国会代表でも代表としての任務を果たすために最低でも仕事の 3 分の 1 の時間を国会代表としての仕事に割かなければならなくなつた。②国会の民族評議会、各常設委員会に国会代表が専門的に従事する制度 (che do lam viec chuyen trach) を設けること：(1992 年憲法第 94 条、第 95 条)。③国会代表が討議し、決定し、自己の任務を完全に果たせるように、従来、年 2 回開催されてきた国会の開催回数を増やし、それぞれの会期の期間（従来は 10 日から 2 週間一筆者）を長くすること：最終的に年 2 回開催となったものの (1992 年憲法第 86 条)、各会期の期間を長くすることによって年 3 回召集するのと同じ効果を得られるようにするとの前提で、国会はこれを正式に承認した。④国会代表の階級・階層別構成（実質的には立候補者名簿作成段階での階級・階層別構成 - 筆者）をこれまでよりも合理的に再編すること：⑤国会代表の基準（実質的には立候補を正式に認める際の基準 - 筆者）を人格の面でも能力の面でも高めること：④、⑤については、第 7 期国会（1971 年～1975 年）以来国会代表の 40% 前後を占め続けてきた「労働者」と「集団農民」が、第 9 期国会（92 年 9 月以降）では僅か全体の 20% 強へと激減し、他方、「国家管理の分野に従事する者」や「政治幹部」が従来の 20～30% から 40% 強へと激増し、また、高学歴の代表が増えるなど、国会において実質的な討議がしやすい環境が整えられた。⑥民族評議会、

各常設委員会、個々の国会代表が仕事をする上での諸条件（情報、資料の供与、その他の仕事に必要な手段など）を徐々に増強し、保障すること：80年憲法では民族評議会、各常設委員会が必要な問題についての報告や資料の提供を要求する権利を持っていたのは「閣僚評議会（政府-筆者）の構成員とその他の関連ある国家職員」（第93条）だけであったのに対し、92年憲法ではこれに最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長を加え、また、各国家機関は民族評議会や各常設委員会の建議を研究し、それに対する回答もしなければならなくなつた（第96条）、などである）。

6.1992年憲法が国会に関する規定を将来的に修正することを予定していることを示す議論の内容を紹介したこと（その内容とは、①1980年憲法の「国家評議会」のような「国会の日常活動（hoat dong tuong xuyen）をおこなう最高権力機関」を存続させるべきか否か、②「国家評議会」のような機関を存続させるとしても、「国会」にその任務と権限をどの程度委譲するのか、③「国家評議会」を廃止した場合に「国家主席」を「集団的主席」制とするのか「個人主席」制にするのか（80年憲法第98条では「国家評議会」が「ベトナム社会主義共和国の集団的主席」と規定されていた）、④いずれの「国家主席」制を選ぶとしても、その国家主席の任務と権限はどの程度のものにするのかといった問題である。そこには、「現在、国家評議会はドイモイ事業のペースに合わせて経済・社会に関する緊急な要請に応えるために多くの法令を採択しなければならない。しかし、国会が徐々に日常的な活動へ移行していくことで、法令（Phap lenh）の数は徐々に減らさなければならず、徐々に法律（Luat）が主要な形式となるようにして、国会が立法任務を果たす主要な機関となるようにしなければならない。このようにして初めて真に国会の役割と職能を発揮できるのである」との考えが背景としてあった。こうして結果的に、80年憲法の「国家評議会」が従来もっていた2つの性格のうち「国会の日常活動をおこなう最高権力機関」という性格は92年憲法では従来よりも権限を制限された形で「国会常務委員会」に引き継がれ、もう一つの性格である「ベトナム社会主義共和国の集団的主席」は個人主席制を採用した第7章国家主席へと引き継がれることになった）。

7.第9期国会の活動については、92年憲法と同憲法と同じ日に公布された国会組織法に基づいて行われているとしたうえで、執筆当時確認できる範囲で国会の各会期が以前よりも長くなったことを確認した（第9期第1回国会は92年9月19日から10月10日までの2週間、第2回国会は同年11月14日から12月8日までの3週間、第3回国会は93年6月14日から7月14日までの約1ヶ月間の会期であった）。

③第10期国会（1996年～2002年）以降

前述のように、第10期国会以降の国会の活動について言及した論文としては、第12期国会時点における立法過程を論じた遠藤論文（2007）と同じく第12期国会にお

ける国会代表の質問・意見表明の内容とその選出（推薦）母体に着目して国会の活動（機能）を論じた Edmund Malesky and Paul Schuler (2010) の論文以外にはない。

遠藤論文では、同論文の主題ではないが第 10 回党大会（2006 年 4 月）の政治報告において、①「国会の組織と活動のトイモイ」の継続が求められ、国会代表の資質の向上のために、専従代表者の数を増やすこと、民族評議会および国会各委員会の活動の資質を高めること、②「立法過程のトイモイ」として、国会常務委員会が制定する法令の公布数を大幅に削減すること、国会が有する国家の重要な事項に対する決定機能や他の国家機関に対する監督機能を高めることが紹介されている。これらは、92 年憲法制定当時の「憲法修正委員会」や党政治局の意向がまだ満足な段階に至っていないことを示したものとして注目される。

また、Edmund Malesky and Paul Schuler (2010) の論文は、権威主義体制論を念頭に、ベトナム国会内において潜在的な反体制グループに対して政策決定における一定の影響力を持たせているのか否かを検討したものである。結論は、潜在的な反体制グループ（論文では、政府に批判的な発言を活発に行う国会代表たち）を取り込んでおり、政権の長期化と経済発展を可能にしている一因となっているという。筆者はこの結論に同意するが、同論文は主として権威主義体制論の検証を目的としており、「ベトナムにおける選挙、議会が、一党独裁体制の維持にいかなる機能を果たしているのか」という大きな問題意識からすると、選挙制度（立候補者の決定過程）や代表の発言内容を根拠に上記の結論を導いている点で、やや視野が狭いという印象を持つ。

2. 人民評議会選挙と人民評議会の活動について

1) 人民評議会選挙について

人民評議会選挙に関する先行論文は筆者の知る限りない。ベトナムの概説書が選挙制度の概要を紹介している程度に過ぎない。また、選挙の実態についても国会代表選挙とは異なりベトナムの全国紙に詳細が紹介されることがほとんどなく、地方紙を見ない限り実態には迫れないという事情もあって研究がほとんどなかった。わずかに『アジア動向年報』などで、その時々の人民評議会選挙について紹介がある程度である。

なお、選挙法については 1961 年と 1983 年の人民評議会選挙法を筆者が翻訳したものがあるが、その後の選挙法の変化についてまとまった形で論じたものすらないのが現状である。

2) 人民評議会の活動について

また、人民評議会の活動についても先行論文は筆者の知る限りない。ベトナムの概説書でも人民評議会・人民委員会組織法の改正などが紹介される程度で、人民評議会の活動実態については紹介されていない。

また、90 年代に入ってからは「県レベルの人民評議会廃止」をめぐる議論が 92 年憲法制定過程で本格化した。この点については筆者が 1993 年に執筆した拙稿「ドイモイ下における国家機構の再編 - 92 年憲法体制の形成過程を中心に - 」で触れている程度に過ぎない。

しかし、ドイモイ開始以降、党指導部は民選機関として国会と同様に人民評議会を重視し始めたことに間違はない、その意味では著しく研究が遅れていることは惜しまれる。とはいっても、このように研究が遅れてしまったことに理由がないわけではない。ここでは 2 点しておきたい。第 1 の理由は、ベトナムでは国家機構も民主集中制の原則で組織されており、「地方自治」という概念がないので人民評議会の活動も比較的活発に行われていないこと、第 2 の理由は全国紙や全国ネットのマスメディアでは詳細に人民評議会の活動を紹介することができなく、地方紙や地方テレビを見なければその活動の実態を知ることができなかったこと、である。

したがって、人民評議会については初歩的な制度的側面から研究を進める必要性がある。

第 2 節 平成 25 年度の研究課題と研究成果

筆者にとって、国会、人民評議会に関連する専論を執筆するのは 20 年振りとなるので、平成 25 年度の研究課題として、この 20 年間の大きな流れを把握することに努めた。

そこで、筆者は第 1 節で述べた研究レビューを踏まえて、平成 25 年度には以下の点を重点的に研究した。研究は、ベトナムの国会、政府などの公式サイトを閲覧すると同時に、現地調査を中心に進めた。

国会代表選挙については、2 つのことを重視した。

- ①国会代表の階級別・階層別構成がどのように変化したのかを確認すること（ただし、前述の立候補者名簿からの独自の分析は、時間的制約からしないことを決めていた）
- ②「個人の立候補権」を行使した人物（立候補申請者）が正式な立候補者になれたかどうか、また、立候補者として名前を連ねたとしても当選しているかどうか、などを整理すること

国会の活動については、4 つのことを重視した。

- ①国会の会期の長さと立法状況を確認すること。その際に、国会と国家評議会が制定する法律と法令の数の変化に注目すること（国会の立法機能強化との関連で）。
- ②国会代表に占める「国会専従者」の数と役割を確認すること。

③国会における「議事録」（存在することは分かっていた）を入手できるかどうかを確認し、併せて国民が「議事録」にアクセスしやすい状況にあるかどうかの確認をすること。

③国民が、ドイモイ以降の国会の活動についてどのように評価しているのかを検討すること。

人民評議会選挙については、以下のことを重視した。

①人民評議会代表の階級別・階層別構成の変化を検証できる資料の入手が可能かどうかを確認すること

人民評議会の活動については、2つのことを重視した。

①各級人民評議会における「議事録」を入手できるかどうかを確認し、併せて国民が「議事録」にアクセスしやすい状況にあるかどうかを確認すること

②県レベル以下の人民評議会廃止の議論をフォローすること

1. 国会代表選挙と国会の活動について

1) 国会代表選挙について

①国会代表の階級別・階層別構成について

国会代表の階級別・階層別構成について最も網羅的に示している資料は、ベトナムの国会のホームページである。そのホームページには、「第1期から第13期までの国会選挙に関する総括的な資料」がある。本稿では、この資料に基づいて国会代表の階級別・階層別構成の変化についてまとめた。

まず、表1-1を見て頂きたい。第2期から第8期までは全く同じ階級別・階層別分類をしている。次に、表1-2を見て頂きたい。第9期から第13期は、同じ資料に基づいて整理しているにもかかわらず、第8期までとは異なる分類をしており、さらに公表される数値も農業（農民）、工業（労働者）、知識人といった階級的観点からの数値よりも、個人立候補者、国会専従者の人数や国会代表の学歴などを重視したものに変化している。

表1-1. 国会代表の階級別・階層別構成〈第1期～第13期〉前半

| | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|-----|----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 選挙日 | 1946.1.6 | 1960.5.8 | 1964.4.26 | 1971.4.11 | 1975.4.6 | 1976.4.25 | 1981.4.26 | 1987.4.19 |
| 投票 | 89% | 97.52% | 97.77% | 98.88% | 98.26% | 98.77% | 97.96% | 98.75% |

| 率 | | | | | | | | |
|----------------|----------|------------|------------|-------------|------------|------------|--------------|------------|
| 選挙 区数 | N.A. | 42 | 59 | 80 | 87 | 79 | 93 | 167 |
| 立候 補者数 | N.A. | 456 | 448 | 529 | 527 | 605 | 614 | 828 |
| 国会 代表者 数 | 403(333) | 453(362) | 453(366) | 420 | 424 | 492 | 496 | 496 |
| 再選 者数 | N.A. | N.A. | 148(32.6%) | 145(34.5%) | 206(48.7%) | 171(34.8%) | 153(30.8%) | N.A. |
| 労働 者 | N.A. | 63(13.8%) | 56(12.4%) | 94(22.3%) | 93(22.0%) | 80(16.2%) | 100(20.2%) | 99(20%) |
| 農民 | 89(22%) | 58(12.9%) | 111(24.5%) | 90(21.4%) | 89(21.0%) | 100(20.3%) | 92(18.6%) | 104(21%) |
| 知識 人 | 246(61%) | 129(28.4%) | 121(26.8%) | 72(17.1%) | 93(22.0%) | 98(19.9%) | 110(22.2%) | 124(24.9%) |
| 党員 | N.A. | 373(82.3%) | 365(80.6%) | 317(75.4%) | 310(73.0%) | 400(81.4%) | 417(84.1%) | 461(93%) |
| 政治 幹部 | N.A. | 159(35.2%) | 87(19.2%) | 101(24.05%) | 98(23.0%) | 141(28.6%) | 121(24.4%) | 100(20.2%) |
| 少數 民族 | N.A. | 79(15.4%) | 75(16.6%) | 73(17.3%) | 71(16.7%) | 67(13.6%) | 74(14.9%) | 69(14%) |
| 軍隊 | N.A. | 20(4.5%) | 23(5.0%) | 27(6.4%) | 28(6.5%) | 54(10.9%) | 49(9.9%) | 49(9.9%) |
| 女性 | N.A. | 61(13.5%) | 76(16.7%) | 125(29.7%) | 136(32.0%) | 128(26.0%) | 108(21.776%) | 89(18%) |
| 青年 | N.A. | 40(8.8%) | 71(15.6%) | 82(19.5%) | 140(33.0%) | 58(11.7%) | 90(18.1%) | 56(11.2%) |
| 宗教 関係者 | N.A. | 16(3.5%) | 14(3.2%) | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. |

(注 1) 階級・階層を示す原語は次の通りである。労働者(Cong nhan)、農民(Nong dan)、知識人(Tri thuc)、党員(Dang vien)、政治幹部(Can bo chinh tri)、少數民族(Dan toc thieu so)、軍隊(Quan doi,)、女性(Phu nu)、青年(Thanh nien)、宗教関係者(Ton giao)

(注 2) 第 1 期国会は全国範囲で実施された。国会代表者数 403 名のうち選挙で選出されたのは 333 名である。その他 70 名の内訳は選挙を経ずに国会代表となったベトナム革命同盟会に属する 20 名とベトナム国民党に属する 50 名である。

(注 3) 第 2 期～第 5 期国会選挙は北ベトナムのみで実施された。第 2 期国会代表者数 453 名のうち選挙で選出されたのは 362 名である。その他 91 名は第 1 期国会代表選挙で南ベトナムから国会代表となっていた人物（留任者）である。第 3 期国会代表者数 456 名のうち選挙で選出されたのは 366 名である。その他 87 名は第 1 期国会代表選挙で南ベトナムから国会代表となっていた人物（留任者）である。

(出所) 「第 1 期から第 13 期までの国会選挙に関する総括的な資料」(2014 年 3 月 6 日閲覧)

表 1-2. 国会代表の階級別・階層別構成 〈第 1 期～第 13 期〉 後半

| | 第 9 期 | 第 10 期 | 第 11 期 | 第 12 期 | 第 13 期 |
|----------|------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 選挙日 | 1992.7.19 | 1997.7.20 | 2002.5.19 | 2007.5.20 | 2011.5.22 |
| 投票率 | 99.12% | 99.59% | 99.73% | 99.64% | 99.51% |
| 選挙区数 | 158 | 175 | 188 | 182 | 183 |
| 立候補者数 | 601 | 663 | 759 | 876 | 827 |
| 国会代表者数 | 395 | 450 | 498 | 493 | 500 |
| 工業 | 19(4.8%) | 21(4.66%) | 2(0.40%) | N.A. | N.A. |
| 農業 | 58(14.68%) | 17(3.77%) | 6(1.20%) | N.A. | N.A. |
| 知識人 | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. |
| 党員 | 362(91.6%) | N.A. | 447(89.76%) | 450(91.3%) | 458(91.6%) |
| 政治幹部・党工作 | 43(10.94%) | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. |
| 少数民族 | 66(16.79%) | 78(17.33%) | 86(17.27%) | 87(17.6%) | 78(15.6%) |
| 武装勢力 | 31(6.78%) | 55(12.2%) | 55(11.04%) | N.A. | N.A. |
| 女性 | 74(18.84%) | 118(26.2%) | 136(27.31%) | 127(25.8%) | 122(24.4%) |
| 青年 | N.A. | 84(18.6%) | N.A. | N.A. | 61(12.2%) |
| 宗教関係者 | N.A. | 7(0.17%) | 7(1.41%) | 4(0.8%) | 6(1.2%) |
| 法律の専門家 | 15(3.8%) | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. |
| 教育 | 24(6.1%) | 22(4.88%) | N.A. | N.A. | N.A. |
| 文学・芸術 | 20(5.08%) | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. |
| 国家管理 | 124(31.3%) | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. |
| 再選者 | N.A. | 123(27.34%) | N.A. | N.A. | 167(33.4%) |

| | | | | | |
|-------------|------|---------|-------------|------------|----------------|
| 非党員 | N.A. | 68(15%) | 68(13.65%) | 43(8.7%) | 42(8.4%) |
| 祖国戦線・各団体組織 | N.A. | 63(14%) | N.A. | N.A. | N.A. |
| 医療関係者 | N.A. | 18(4%) | N.A. | N.A. | N.A. |
| 企業経営者 | N.A. | N.A. | 25(5.02%) | N.A. | N.A. |
| 個人立候補者 | N.A. | N.A. | 2(0.40%) | 1(0.2%) | 4(0.8%) |
| 国会専従者(中央) | N.A. | N.A. | 118(23.69%) | 78(15.8%) | 91(18.2%) |
| 国会専従者(地方) | N.A. | N.A. | | 67(13.6%) | 63(12.6%) |
| 大学卒の学歴保持者 | N.A. | N.A. | N.A. | 473(95.9%) | 89(263(52.6%)) |
| 大学院修了の学歴保持者 | N.A. | N.A. | N.A. | | 228(45.6%) |

(注1) 階級・階層を示す原語は次の通りである。工業(第9期・第10期は Cong nghiep、第11期は Cong nhan)、農業(第9期は Nong nghiep、第10期は Nong nghiep, lam nghiep va thuy san、第11期は Nong dan)、党員(Dang vien)、政治幹部・党工作(Can bo chinh tri、cong tac Dang)、少数民族(Dan toc thieu so)、武装勢力(第9期は Quan doi、第10期は Cac luc luong vu trang nhan dan、第11期は Trong cac luc luong vu trang)、女性(Phu nu)、青年(Dai bieu tre: duoi 40 tuoi)、宗教関係者(Ton giao)、法律の専門家(Luat)、教育(Giao duc)、文学・芸術(Van hoc nghe thuat)、国家管理(Quan ly nha nuoc)、再選者(Dai bieu khoa IX tai cu)、非党員(Ngoai Dang)、祖国戦線・各団体組織(Mat tran To quoc va cac to chuc doan the)、医療関係者(Y te)、企業経営者(Trong linh vuc doanh nghiep)、個人立候補者(Dai bieu tu ung cu)、国会専従者(中央)(Dai bieu chuyen trach: TU)、国会専従者(地方)(Dai bieu chuyen trach: dia phuong)、大学卒の学歴保持者(Dai bieu co trinh do DH)、大学院修了の学歴保持者(Dai bieu co trinh do tren DH)

(出所)「第1期から第13期までの国会選挙に関する総括的な資料」(2014年3月6日閲覧)

＜党員と非党員＞

「第1期から第13期までの国会選挙に関する総括的な資料」で最も興味深いことは、筆者がかつて執筆した論文では実証できなかった第8期国会までの国会代表に占める党員の比率が明らかにされているに点である。しかも、1960年の第2期国会選挙の時

からほぼ一貫して国会代表の4分の3以上(73%~91.6%)が党員であったことが明らかにされている。このことは、1992年の第9期国会まではその数字の公表に躊躇していたことを示していると言えよう。また、ドイモイ開始以降、国会代表に占める党員の比率が9割前後に増えている点も注目される。

同時に、一党独裁体制の国とはいえ、国会代表の中に常に非党員が存在することも注目できよう(非党員がどのような人物かは2002年の第11期国会から検証可能である)。どのような人物が正式な立候補者として推薦されているのかを検討することによって、党の国会に対する考え方がある程度は推測できるからである。

②「個人の立候補権」を行使した人物について

個人が自由に国会代表選挙に立候補する権利、すなわち「個人の立候補権」を巡っては選挙法が「認める」(1959憲法)、「認めない」(1980年憲法)、「認める」(1992年憲法)と変化してきたことは既に述べた。しかし、ドイモイ以降に「認める」とした選挙法の下では、かつて「認める」としていた時代とは異なり実質的にその権利行使する人物が増えたのだろうか。

表2-1は1959年憲法下での選挙結果、表2-2は1992年憲法下での選挙結果を示したものである。判明している数値では個人立候補者の動向の全容を明らかにするには限界があるが、それでも概ね以下の3点は確認できる。

第1に、1959年憲法下での選挙では、個人の立候補権を認めてはいたものの、正式な立候補者となれた人数は1992年憲法下の選挙よりも少なかった。

第2に、1959年憲法下での選挙では、個人の立候補権を行使した人物で当選者は一人も生まれず、「個人の立候補権」は事実上、機能していないに等しかった。一方、1992年憲法下での選挙では若干名(1~4名)ではあるが当選者が生まれている。

第3に、1959年憲法下では何人の人物が「個人の立候補権」を行使して立候補を申請したのかは不明であるが、1992年憲法下では第9期では38名が、第10期では50名が立候補を申請しており、最終的に正式な立候補者となったのがそれぞれ2名、11名であった。

以上の点から、1992年憲法下の選挙では1959年憲法下の選挙よりも個人の立候補権を実質化しているが、1992年憲法下においても依然として立候補申請から正式な立候補者決定までの過程で共産党がしっかりとスクリーニングしていることが分かる。しかも、たとえ正式な立候補者となれたとしても有権者の支持を得て当選することは容易ではない。それは、先に見た国会代表選挙における立候補者総数に対する当選者総数の比率が個人立候補者数に対する当選者数の比率よりも高いことからも分かる。

表2-1. 「個人の立候補権」を行使した人物(1959年憲法の下で実施された選挙)

| | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 選挙日 | 1960.5.8 | 1964.4.26 | 1971.4.11 | 1975.4.6 | 1976.4.25 |
| 国会代表者数 | 456 | 448 | 529 | 527 | 605 |
| 個人立候補申請者数 | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. | N.A. |
| 個人立候補者数 | N.A. | 3名 | 3名(7名) | 3名 | N.A. |
| 当選者数 | N.A. | 0名 | 0名 | 0名 | N.A. |

(注1) 「個人立候補者数」と「当選者数」の数値は資料1)による。但し、第4期のカット内に「個人立候補者数」は資料2)による。

(資料) 1) Phan Trung Ly 「社会主義的集団主人公制度の選挙法」『共産雑誌』1981年4月号、19ページ。
2) 1971年4月8日付『ニヤンザン』

表2-2. 「個人の立候補権」を行使した人物（1992年憲法の下で実施された選挙）

| | 第9期 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 選挙日 | 1992.7.19 | 1997.7.20 | 2002.5.19 | 2007.5.20 | 2011.5.22 |
| 国会代表者数 | 395名 | 450名 | 498名 | 493名 | 500名 |
| 個人立候補申請者数 | 38名 | 50名 | N.A. | N.A. | N.A. |
| 個人立候補者数 | 2名 | 11名 | 13名 | 30名 | 15名 |
| 当選者数 | 0名 | 3名 | 2名 | 1名 | 4名 |

(資料) 1) 千葉文人『リアル・ベトナム』明石書店、2004年

2)『アジア動向年報2008』アジア経済研究所、2008年

3) ベトナム国会のホームページ

2) 国会の活動について

ベトナムの国会は通常年2回開催され、国会代表の任期は4年（1959年憲法）または5年（1980年憲法と1992年憲法）と定められてきた。しかし、ベトナムでの国会の活動は第1次インドシナ戦争（1946年～1954年）やベトナム戦争（1960年～1975年）などの影響を受け、憲法が予定していた通常の活動はできなかった。第1期国会選挙と第2期国会選挙の間に14年の期間があり、第4期国会選挙から第5期国会選挙までの間に7年の期間があるのはそのためである。さらに、第6期国会選挙と第7期

国会選挙の間に 1 年間の期間しかないのは、1975 年にベトナム戦争が終わり 1954 年以来南北に分断されていたベトナムが統一総選挙を実施したためである。南北統一後の第 7 期国会以降になって初めてほぼ憲法の規定通りにベトナムでは国会代表選挙が実施され、国会の活動が行われるようになったと言って良い。

①国会の会期の長さと立法状況について

1992 年の第 9 期国会から 1 回の会期が長くなり、立法活動が活発になってきことは既に述べたが、以下の表 3 を参照しつつ、その実態を建国以来の国会の歴史を通観しながら検討してみたい。

第 1 期（1946 年～60 年）は建国当初ということもあり、必要最低限度の法律を制定（1946 年憲法）していた時期である。しかし、この 14 年間に国会は 12 回しか開催されていない。1 回当たりの会期は 10 日間で、11 の法典・法律が制定されている。

第 2 期（1960 年～64 年）は国会が 8 回開催され、1 回当たりの会期は 6 日間であった。社会主義革命段階への移行に伴い、第 1 期末に制定された 1959 年憲法に基づき、各国家機関組織法など 6 の法律と 9 の法令が制定されている。

第 3 期～第 5 期（1964 年～76 年）はベトナム戦争が激化し、その後、終息へと向かう時期であるが、1 回当たりの会期は 5 日～7 日である。この 12 年間に国会は 14 回開催されているが、採択された法律は 1965 年の「軍事義務法（1960 年制定、1962 年修正）の修正」のみで、法令も 9 に過ぎない。

第 6 期（1976 年～81 年）は南北ベトナム統一後の初の国会であり、基本的に北ベトナムの 1959 年憲法と法律が南ベトナムにも適用された時代である。国会は 7 回開催され、1 回当たりの会期は 8 日間で、制定された法律も「国会代表選挙法」のみで、法令も 4 に過ぎない。

第 7 期（1981 年～87 年）は統一後初めて制定された 1980 年憲法の下で国会の活動が本格的に行われた時期である。国会は 12 回開催され、1 回当たりの会期は 7 日間であった。制定された法典・法律は 1980 年憲法の精神に沿って新しい各国家機関組織法などを中心に 10、法令が 16 であった。この第 7 期に国会ではなく国家評議会が定める法令が多くなったのはドイモイ路線の前身ともいえる経済改革が党指導部主導で開始されたことが大きな要因である。

第 8 期（1987 年～92 年）は、1986 年の第 6 回党大会で採択されたドイモイ路線にそって国会の活動が本格化した時期である。国会は 11 回開催され、一回当たりの会期が 12 日間に長くなり、制定された法律は 31、法令も 41 と激増した。激増した主たる理由は対外開放政策と市場経済化の推進である。

第 9 期～第 10 期（1992 年～2002 年）は、ドイモイの精神を反映した 1992 年憲法（ドイモイ憲法）の下で国会の活動が行われ始めた時期であり、表 3-2 に示したように国会では 1 回当たりの会期日数が 1 か月前後と長くなり、制定された法律・法令の数も

第8期国会の約2倍となった。これは、当時のベトナム共産党指導部が党の決議ではなく法によって国家を管理することを強調した「社会主義的法権国家」の実現を目指していたことの反映でもある。

第11期～第12期(2002年～2011年)は、国会の1回当たりの会期日数には第9期・第10期と大きな変化はないものの、国会常務委員会で制定される法令が国会で制定される法典・法律の数よりも少なくなっていることが注目される。

表3-1. 国会の会期日数ならびに法典・法律と法令の制定数

| | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 期間 | 1946~60 | 1960~64 | 1964~71 | 1971~75 | 1975~76 | 1976~81 | 1981~87 | 1987~92 |
| 国会開催回数 | 12回 | 8回 | 7回 | 5回 | 2回 | 7回 | 12回 | 11回 |
| 1回当たりの平均会期日数 | 10日 | 6日 | 5日 | 7日 | 5日 | 8日 | 7日 | 12日 |
| 法典・法律 | 11 | 6 | 1 | 0 | 0 | 1 | 10 | 31 |
| 法令 | 0 | 9 | 8 | 1 | 0 | 4 | 16 | 41 |
| 合計 | 11 | 15 | 9 | 1 | 0 | 5 | 26 | 72 |

資料：ベトナム国会のホームページ

表3-2. 国会の会期日数ならびに法典・法律と法令の制定数

| | 第9期 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 |
|--------------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 期間 | 1992~97 | 1997~2002 | 2002~07 | 2007~11 | 2011~13 |
| 国会開催回数 | 11回 | 10回 | 11回 | 9回 | 第4回まで |
| 1回当たりの平均会期日数 | 24日 | 31日 | 34日 | 28日 | |
| 法典・法律 | 41 | 35 | 47 | 68 | 36 |
| 法令 | 44 | 40 | 34 | 14 | 7 |
| 合計 | 85 | 75 | 81 | 82 | 43 |

資料：第10期まではベトナム国会のホームページ、第11期はベトナム国会のホームページとベトナム国会事務局のLAWDATA、第12期以降はベトナム国会事務局のLAWDATA

②国会代表の専従者について

第9期国会選挙の時点で国会代表400名のうち少なくとも60名(つまり国会代表の15%程度)は国会専従者とする、としていたが、その後、表1-2を見ると国会専従者が増強されてきたことが分かる。国会専従者のうち「地方」の国会専従者は、平成25年度の現地調査で各省・都市1名を原則とするとのことであったが、第13期は表1-2に示した比率と省・都市の数63と一致する。第12期はその原則よりも3名多いが、それは大都市で国会専従者が2名存在していたからであろう(第13期国会代表選挙立候補者名簿では、第12期国会において「地方」の国会専従者であった者が20名確認できる。うち、ハノイ市とホーチミン市には2名の国会専従者がいた。その他、ハイフォン市、カントー市、バックリュウ省、ビンディン省、ディエンビエン省、ハティン省、カインホア省、キエンザン省、コントゥム省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンチ省、タイビン省、タイグエン省、シエンザン省。20名のうち、17名が各地方の国会代表団副団長を務めている。彼らの勤務地は各省・都市に設置されている国会代表事務局:のちの国会代表・人民評議会事務局である。残り3名のうち2名が国会代表団の団長を務めている。残る1名は団長か副団長かが不明である。なお立候補者名簿から判断する限り、国会代表団団長には各省・都市の党書記が就任することが多いようである。また、第12期国会代表選挙立候補者名簿では、第11期国会において「地方」の国会専従者であった者が15名確認できる。ハノイ市、バックザン省、ビントゥアン省、カオバン省、ダックラック省、ハナム省、ハウザン省、ラムドン省、ロンアン省、ナムディン省、クアンビン省、タインホア省、トゥアティエン・フエ省、ティエンザン省、ヴィンロン省に各1名である。15名のうち、14名が各地方の国会代表団の副団長、1名が団長を務めている。彼らの勤務地は各省・都市に設置されている国会代表事務局である。また、同名簿には「中央」の国会専従者も11名確認できる。いずれも、国会の常務委員会の委員であり、勤務地は所属する委員会となっている。内訳は社会問題委員会1名、法律委員会6名、科学技術・環境委員会2名、文化・教育・青少年・児童委員会2名である。彼らは、ハイフォン市、ベンチェ省、ビンズオーン省、ダックラック省、ディエンビエン省、ランソン省、ゲアン省、クアンビン省、タイグエン省、タインホア省、トゥアティエン・フエ省から立候補している。出生地での立候補者はこのうち5名である。「地方」の専従者15名のうち出生地での立候補者は12名であり、「中央」の専従者については、立候補地を割り当てられたものが多い可能性を示唆している。平成25年の現地調査では、筆者自身が立候補地を割り当てられた国会専従者に会っている。彼によれば、国会専従者は「各省に1人は存在し、副団長の場合が多い。また、中央の国会専従者は国会の各委員会のメンバーが多い」とのことであったが、第12期、第13期の立候補者名簿はそれを裏付けるような結果となっている)。

③国会の「議事録」について

筆者は、国会の活動、とりわけ国会開会中の議事進行と議論内容を詳しく知るためには国会「議事録」の閲覧が資料として不可欠であると考えている。ベトナム国会のホームページでは近年は国会における議論も紹介されているが、ドイモイ以降の国会の活動の変化を知るには不十分である。

そこで、平成 25 年には、日本でベトナム国会の「議事録」がどのくらい存在し、閲覧可能であるのかを調査し、現地調査では欠落部分の入手が可能かどうかをハノイで調べた。

調査の結果、筆者にとって重要なことが 3 つ判明した。

第 1 は、国会に関する基本文献として、資料集『Van Kien Quoc Hoi (国会文献)』(第 7 卷まで出版されている)と各国会の正式な報告書『Ky yeu (紀要)』が存在すること

第 2 は、日本には、資料集『Van Kien Quoc Hoi (国会文献)』はアジア経済研究所にあるものの、基本文献集なので最近の動向については殆どインターネットで閲覧可能である。一方、『Ky yeu (紀要)』は東京外国が大学に一部あるものの、網羅的には収集されていないこと

第 3 は、現地の古本屋などで『Ky yeu (紀要)』を網羅的に収集することは不可能ではないが、無駄も多くなることが予想されること（国会の 1 回当たりの会期が長くなつこともあり、1 回の会期につき数冊が発行されている）。

現地調査では、以下の『Ky yeu (紀要)』の入手が可能であることが分かった。

- ①第 1 期：第 3 回～第 12 回国会の『Ky yeu (紀要)』
- ②第 2 期：第 1 回～第 8 回国会の『Ky yeu (紀要)』
- ③第 3 期：第 1 回～第 7 回国会の『Ky yeu (紀要)』
- ④第 4 期：第 1 回～第 5 回国会の『Ky yeu (紀要)』
- ⑤第 5 期：第 1 回～第 2 回国会の『Ky yeu (紀要)』
- ⑥第 6 期：第 1 回～第 7 回国会の『Ky yeu (紀要)』
- ⑦第 7 期：第 1 回～第 8 回国会の『Ky yeu (紀要)』
- ⑧第 8 期：なし
- ⑨第 9 期：第 1 回～第 11 回国会の『Ky yeu (紀要)』
- ⑩第 10 期：第 1 回～第 8 回、および第 11 回国会の『Ky yeu (紀要)』

しかし、膨大な量になるため、筆者自身は第 10 期第 8 回国会（2000 年 11 月 14 日～12 月 9 日）の『Ky yeu (紀要)』のうち『有権者の建議と国会代表の質問編』（全 1260 頁、国会事務局、2001 年）と第 11 期第 6 回国会（2004 年 10 月 25 日～12 月 3 日）の『Ky yeu (紀要)』のうち『国会代表の質問と質問への回答編』（全 798 頁、国会事務局、2005 年）のみを購入することとした。国会の 3 つの主要な役割（立法機能、重要政策の決定機能、国政全般の監査機能）の一つである国会の「監査機能」がどのような

に働いているのかを検証する一助になると考えたからである（ちなみに、2003年8月1日発効した「国会の監査活動に関する法律」の第2条第1項には「監査（Giam sat）とは、国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の常務委員会、国会代表団、国会代表が、国会の定めた憲法、法律、決議ならびに国家常務委員会の定めた法令、決議の執行について監査対象となる機関、組織、個人の活動を継続的にフォローし、審査、評価すること」とあり、同条第2項には「質問は監査活動の一つであり、そのうち国会代表が国家主席、国会議長、首相、閣僚、最高裁判所長官、最高検察院院長の責任に属する諸問題を取り上げ、これらの人物に回答を要求することがある」をされている）

現状では、来年度の最終報告書をどのようにまとめるかを思案中であり、購入した『紀要』（さらに購入する可能性もあるが）をどのように利用するかは未定である。

④国民の国会の活動に対する評価について

筆者は、ドイモイ以降の国会の活性化はベトナム国民の国政に対する関心を高め、政治の民主化という大きな流れに沿いながら、概ね共産党一党指導体制を堅持するうえで肯定的な機能を果たしてきたと考えている。国民の関心が高い問題が国会で議論されるときなどは、テレビで放映される国会の質疑応答やその関連ニュースに国民は釘づけになっている時さえあり、新聞報道にもよく目を通しているとの印象がある。

国会の重要政策決定機能についても、2010年には政府提出の「南北高速鉄道建設計画案」を否決するなど前代未聞の決定をし、監査機能についても2012年には「国会、人民評議会によって選出され、または承認された役職者に対する信任投票を行う決議」を採択し、翌2013年には実際に同決議を実行に移すなど、ベトナム政治に大きな変革をもたらしている重要な核になっているとの印象がある。

そこで平静25年の現地調査では、筆者の知人たち（老若男女、職業も多様）に国会に対する彼らの評価を聞いた。

現役の国会代表（「中央」の国会専従者：40歳代後半）と元国会代表（「中央」の国会専従者：60歳代前半）は、ドイモイ以前の国会の雰囲気を知っているだけに国会の現状については限界も承知しつつ、概ね肯定的である。また、行政改革に関心をもつ50歳代前半の元公務員、60歳前後の二人の研究者も同様である。彼らの意見は概ね以下の点で一致している。

かつての国会は頭を縦に振るだけの存在であったが、喜ばしいことにこの15年間で大きく変貌を遂げた。国会の立法機能と監査機能も強化された。①国会代表は国民の声を意識するようになっている。②国家権力機関も国会の監査機能を意識し始めている。③各大臣は国会の各委員会に自分の省の活動について事前に報告もしている。

立法については足りない部分もある。国会で毎年どの法律を制定するのかを決めて

いるが、①法律（草案）を作成するうえでの能力が足りない。そして、それよりも重要なことであるが、②多くの場合、国会は各担当の省などに法律の草案を作らせる。しかし、各担当の省は自分の利益にならないことは、法律で決めようとしない（日本でいうところのざる法になりかねない）。

国会の監査機能についても、障害となる点がある。①国会代表の多くが官職に就いている。したがって、自分で自分の首を絞めるようなことをしたくない。②国会専従者の人数が依然として少ない（ベトナムの「人民代表」というサイトにもこのような意見が掲載されていた）。③非党员の代表の人数も依然として少ないので、国民の問題意識（観点）を十分反映できない。

興味深いことに、当選者の人数がごく限られているためなのか、誰も個人で立候補権を行使して当選した人物には言及しなかった。

2. 人民評議会選挙と人民評議会の活動について

人民評議会はいわゆる地方議会であるが、その歴史は国会とは異なり、やや複雑な歴史を辿っている。理由は、ベトナムにおける行政単位が建国以来、何度か変更されてきたからである。そこで、平成 25 年は来年度の論文で扱うドイモイ以降を中心に人民評議会選挙と人民評議会の活動について検討することにした。

ドイモイ開始時点の憲法は 1980 年憲法である。同憲法では、地方の行政単位を 3 つのレベルに区分して、各行政単位に人民評議会を設置すると規定した（第 113 条）。

3 つのレベルをベトナムでは便宜的に省レベル（cap Tinh）、県レベル（cap Huyen）、社レベル（cap Xa）と呼ぶが、具体的な行政単位は以下の通りである。

省レベル：省（Tinh）、中央直属都市（Thanh Pho Truc thuoc Trung uong）、それに相当する行政単位

県レベル：県（Huyen）、省直属都市（Thanh Pho thuoc Tinh）、市社（Thi Xa）、郡（Quan）

社レベル：社（Xa）、市鎮（Thi Tran）、坊（Phuong）

そして、省レベルの人民評議会の任期を 4 年、県レベルと社レベルの人民評議会の任期を 2 年と定めた（第 116 条）。

人民評議会は、「地方の国家権力機関であり、地方の人民と上級の政権（Chinh quyen cap tren）に責任を負う」とされ、「あらゆる面において地方の建設を目指して様々な措置を決定・実行し、経済・文化の発展を保障し、地方人民を向上させ、上級から委任された任務を完遂する。活動においては、祖国戦線、各人民団体との密接な協力、公民の幅広い参加に依拠しなければならない」（いずれの引用も第 114 条）と規定されている。

また、選挙で当選した人民評議会代表については、「有権者（Cu tri）と密接に接触し、有権者の監査（Giam sat）を受けなければならず、自己および人民評議会の活動に

について有権者と接触し、報告する制度を実現し、有権者の要求と建議には回答し、人民の不服申し立て、告発を審査し、解決することを助けなければならない」。また、人民評議会代表には「国家の法律と政策ならびに人民評議会の決議を宣伝し、普及させ、地方の人民が国家管理に参加するように動員する」(いずれの引用も第 119 条) することが求められた。

さらに、人民評議会代表の権利については、人民委員会 (Uy Ban Nhan Dan) と他の国家機関に質問する権利ならびに地方の各国家機関に建議する権利を有すると規定され、質問や建議を受理した国家機関の担当者は期限までに人民評議会に回答したり、人民評議会代表と接触し、代表の建議を審査し、解決することが求められた (第 120 条)。

同憲法の下では、1981 年に人民評議会選挙法 (法令) が 1961 年の選挙法 (法令) の修正・補充という形で定められ、それまで認められていた個人の立候補権が 1980 年に制定された国会代表選挙法と同様に認められなくなった。その後、1983 年に法律として人民評議会選挙法が定められ (個人の立候補権は認められず)、ドイモイ開始後の 1989 年に再び新たな選挙法が制定されている。この選挙法では国会選挙法に先立って個人の立候補権が認められた点が注目された。また、人民委員会・人民評議会組織法も 1983 年と 1989 年に制定されている。

1992 年憲法、いわゆるドイモイの精神を反映した憲法では、行政単位は基本的に 1980 年憲法と同じく地方は 3 層構造となった (第 118 条)。しかし、各行政単位に人民評議会を設置することを明記せず、その点については別途「法律の定めによる」(第 118 条) とだけ記された。背景には、1992 年憲法の制定過程で「県レベルの人民評議会を廃止する」という議論が巻き起こり、統一見解が出なかつたことがある。この点については、党指導部内でもいまだに決着がついておらず、2008 年の第 12 期第 4 回国会で「郡・県・坊に人民評議会を試験的に設置しないことに関する決議」が採択され、現在もハイフォン市、ラオカイ省、ヴィンフック省、ナムディン省、ダナン市、クアンチ省、フーアエン省、バリア・ブンタウ省、ホーチミン市、キエンザン省で試験的な実験が継続中である。その為、2013 年に修正された憲法でも前後の表現こそ異なるが、「法律の定めによる」(第 111 条) と記されている。上記の決議で述べる郡・県は県レベルの行政単位であり、坊は社レベルの行政単位である。したがって、対象となる行政単位が 1992 年憲法制定過程の議論よりも拡大しているので注目しておきたい。

また、1992 年憲法ならびに 2013 年の修正憲法でも、人民評議会は地方の国家権力機関であり、地方の人民と上級の国家機関に対して責任を負うことが定められており、その役割として地方の重要政策を決定することと地方における憲法・法律の順守や人民評議会の決議の実施状況を監査することなどが定められている。人民評議会代表に

についても基本的に 1980 年の条文と同様の内容が記されている。

なお、1992 年の下で、1994 年と 2003 年に人民評議会選挙法と人民委員会・人民評議会組織法が制定されている。

1) 人民評議会選挙について

人民評議会代表選挙は、基本的に国会代表選挙と同じ仕組みである。したがって、人民評議会代表選挙に立候補するには、ベトナム共産党の強い影響下にあるベトナム祖国戦線の推薦を受けなければならない。

1961 年の選挙法（法令）では個人の立候補権は認められてはいたが、1981 年の選挙法ではそれが認められなくなり、ドイモイ開始後の 1989 年の選挙法で再び認められるようになったことは、国会代表選挙とほぼ同じである。この個人の立候補権に実態があるのか否かは殆ど知られていない。筆者が知る限りでは、千葉文人『リアルベトナム』の中で、1989 年には個人立候補者は一人も当選しなかったこと、1994 年の選挙では全国で 33 名の個人立候補者が立候補して少なくとも 9 人が当選したこと（朝日新聞からの引用として）くらいである。この数字は恐らく省レベルの人民法議会選挙のことを述べていると推察するが、この程度の数字では国会代表選挙と大差がないようじられる。というのは、この数字が省レベルの人民評議会選挙の数字であったとしても全国に当時 53 の省レベルの行政単位があり、立候補者の数は国会の 5 倍以上の 5000 名前後はいたと推測されるからである（ちなみに、『アジア動向年鑑 2012』によれば、2011 年に実施された人民評議会選挙では省レベル（63 単位）で定数 3829 名に対して 1.56 倍の 5968 名、県レベル（約 700 単位）で定数 2 万 1124 名に対して 1.53 倍の 3 万 2363 名、社レベル（約 1 万 1100 単位）で定数 28 万 1720 名に対して 1.54 倍の 43 万 4197 名が立候補したという）。

また、上述の定数に対する立候補者数もドイモイ後の国会代表選挙とほぼ同じである。

そこで、国会代表選挙との異なる比較を試みようとした。

① 人民評議会代表の階級別・階層別構成について

人民評議会代表の階級別・階層別構成の変化については、国会代表のように明らかにすることは困難である。唯一、考えられる方法は地方紙に掲載される人民評議会選挙立候補者名簿を閲覧することである。ハノイ市の例では「ハノイモイ」紙に 1989 年、1994 年、1999 年の第 10 期～第 12 期人民評議会選挙で省レベルの立候補者の氏名、生年、性別、民族、職務が明らかにされている。ホーチミン市の例でも「サイゴンザイホン」紙に 1994 年、1999 年の第 5 期・第 6 期人民評議会選挙で省レベルの立候補者の氏名、生年、性別、民族、職務が明らかにされている。これは 1997 年の第 10 期国会代表選挙の時とほぼ同じ内容である。国会代表選挙で現在のように立候補者が党員

か否かなど詳細に明らかにされるようになったのは 2002 年の第 11 期国会選挙からであるから、省レベルの人民評議会代表の階級別・階層別構成については多少の期待は持つことができる。しかし、「人民代表」というベトナムのWEBサイト <http://daibieunhandan.vn/Default.aspx?tabid=184>、あるいは一部の省・都市のホームページでは人民評議会代表の名簿が公開されているものの、それらを閲覧しても氏名、生年、性別、民族、職務が明らかにされている程度である。それを考慮すると、国会代表ほどの資料が収集できない可能性が高い。現状では、人民評議会代表の職務から人民評議会代表の変化を考察するのが現実的であるように考えている。最終的には、各人民評議会の議事録を閲覧してから決断することになろう。

なお、県レベルとなると氏名のみ、社レベルとなると氏名すら明らかにされていないので階級別・階層別構成の変化を考察することは不可能であろう。

2) 人民評議会の活動について

1983 年の人民評議会・人民委員会組織法では、各級人民評議会の任期は憲法と同じく省レベルが 4 年、県レベル・社レベルは 2 年と定められていたが（第 4 条）、1989 年の人民評議会・人民委員会組織法になると、全てのレベルで任期は 5 年となり（第 4 条）、現在に至っている。また、1983 年の組織法は「人民評議会は、民主集中の原則に従って組織され、活動する」（第 5 条）と規定しているが、この組織・活動原則は今日まで変わりない。さらに、1983 年組織法（第 21 条）・1989 年組織法（第 18 条）は各級人民評議会の開催は 3 か月に 1 回と規定していたが、1994 年組織法（第 31 条）になると 1 年に 2 回と変更され現在に至っている。

① 人民評議会の「議事録」について

それでは、現在年 2 回開催される人民評議会はこの 20 年間どのように変化してきたのであろうか。筆者は、まず、先の「人民代表」というサイトで各省レベルの人民評議会について検索をした。その検索の限りでは 20 年間という長期の動向を知ることはできなかった。しかし、省レベルについても国会と同様に『議事録（Ky yeu）』が存在することが分かった。その内容まで閲覧できるのはトゥアティエン・フエ省だけであったが、このような『議事録』を入手すれば具体的に人民評議会の会議の概要は分かると判断した。

そして、平成 25 年の現地調査ではナムディン省、ハノイ市、トゥアティエン・フエ省、ダナン市、ホーチミン市へ行き、これらを入手または閲覧可能であるかを調査した。結果、ナムディン省、ダナン市では容易に入手または閲覧可能であることが判明した。

また、同時に省レベルだけでなく、県レベル、社レベルの人民評議会の議事録とし

ての文書の閲覧も可能かどうかを調査した。結果、ナムディン省、ハノイ市、ホーチミン市では閲覧の可能性があることが分かった。

②人民評議会一回当たりの会期

このような調査を通じて筆者が一番驚いたことは、人民評議会の会期の短さであった。省レベルで3日間、県レベルが2日間、社レベルで1日または半日というのが平均的なところだからである。果たして、このような短い会期で議会として十分な討議ができるのかとの疑問が生じたのである。とりわけ、1992年憲法制定過程で「県レベルの人民評議会の廃止」が議論され、現在「郡・県・坊に人民評議会を試験的に設置しない」という実験が10の省・都市で行われているが、どのレベルの人民評議会もあまり機能していないのではないかとの印象を持ったわけである。と同時に、ドイモイ以降、国会の一回当たりの会期が従来の4倍程度に長くなっていることを考え合わせると、一層、人民評議会の会期の短さが気になったのである。

③県レベル以下の人民評議会廃止の議論について

上述のような状況を知る前から、筆者は現地調査にあたり県レベル以下の人民評議会廃止の議論についてはフォローしたいと考えていた。

ベトナムでは地方の三層構造が行政の効率化を妨げているという認識となぜベトナムでの人民評議会廃止の議論が社レベルではなく県レベルに集中しがちなのか疑問に思っていたからである。

まず、一般的な評価としては、中央と地方を直接繋ぐのは省レベルであるので、このレベルの人民評議会廃止の議論が出てこないのは理解できる。しかし、1万1100単位もある社レベル、しかも人民評議会が年2回、1回につき1日しか開催しないのであれば、県レベルよりも社レベルの人民評議会を廃止した方が、行政の効率性を上げ、地方の重要事項を決定するうえでも良いのではないかと考えていた。

このような中で、多くの人々が口にするのは、社レベルは国民に最も近い所にあるが、県レベルは省レベルと社レベルの中間にすぎないということである。

この点について、国会活動を評価してもらった知人たちに意見を聞いても概ね同じようなことをいう。

ただ、いくつか傾聴に値する意見も聞くことができた。

社レベルの人民評議会で文書まとめ役を担っている叔母を持つ人物からは、親戚一同がなぜそんなに忙しいのかと思うほど働いている。また、別の人物は、社レベルの人民評議会の人々は住民の土地係争問題の相談に乗ったり、軍のリクルートをしたり、様々な活動をしているという。さらに、別の人物は、国会ほどではないか人民評議会は以前よりも良くなつた。選挙民に対してより説明をするようになったからであると

いう。暫定的な結論としては、ベトナム国民にとって地方の重要事項を決定することよりも人民評議会代表の日常活動が見える社レベルの方が二者選択を迫られるのであれば身近に感じられ、選択される傾向にある、としておきたい。

また、どのレベルにせよ人民評議会の廃止は、行政の横暴を許しかねないと危惧する意見もあった。各地で発生する土地の係争問題などは、行政機関の権力乱用や汚職が背景にあることが多く、国会同様、人民評議会の監査機能を重視した意見である。

国民の多くは人民評議会にはあまり関心を持っていない。その地方の住民でなければ地方議会にあまり関心を持たないのは日本でも同様であろう。しかし、「人民評議会は議会としては形式的なものにすぎない」という意見は、間違ってはいないような印象である。

第3節 今後の研究課題と研究方法

以上、研究の先行研究を踏まえつつ、本年度の研究で判明したことを中心にベトナムにおける選挙と議会について論じてきた。

本稿における研究課題に対する暫定的な結論は、以下の2点である。

①ドイモイ以降、選挙は制度的にも実態的にも概ね一党独裁体制の維持に寄与する方向で実施されていると考える。

国会代表選挙は最終的な立候補者選定にあたり一定数の非党員や個人立候補者を受け入れ、立法能力のある人物や新しい企業経営者などにも注意を払っている。また投票においては、党員自体の間にもドイモイ以前よりも厳しい競争を行わせている。全般的には、共産党指導部の意向が反映される選挙制度であるが、非党員だけでなく、党内の反指導部グループにも国会での発言機会を与えていていると考える。人民評議会代表選挙については、実態的には資料不足もあり考察不足であることは否めないが、制度的には国会代表選挙をほぼ同様の変化をしてきていると考える。制度的には、いつでも党指導部の意向をより強く反映できるにもかかわらず、国会が党指導部・政府にとっては厳しい信任制度の導入し、高速道路建設設計画案を否決したことなどをみるとそれを強引に行っていないようにも感じられる。

②国会は、国会の立法機能と監視機能を強めつつ、一党独裁体制の維持に寄与する方向にあるものの、地方議会は一党独裁体制の維持を困難にしかねない状況にあるように考える。

国会の立法機能と監視機能が強まっていることはこれまでの考察からも明らかであろう。しかし、人民評議会（地方議会）が地方の重要政策の決定や監査機能を強めているかは依然として不明確である。ただ、近年、地方の経済開発が進む

について土地問題や環境問題を巡り国民の様々な不満が溜まっている。そのなかには、マスコミや国会で大きく取り扱われる事件もある。そのようなことを考えると、人民評議会代表の日常的な活動も重要ではあるが、人民評議会の一回当たりの会期を増やして議論することが必要であるように感じられる。国会での議論や人民評議会での議論よりも急進的な改革を求める声は党・政府の監視にも拘らずインターネットを通して広範な国民に伝わり始めている。そのような意味では、人民評議会の活動を誤ると一党独裁体制の維持を困難にしかねないと考える。

次に、今後の課題と研究方法であるが、国会選挙に対する党指導部の意向を立候補者名簿・当選者名簿からさらに分析したいと考えている。また、国會議事録を読み国会の活動をより深く理解したいと考えている。

また、人民評議会の選挙と活動については収集した資料を読み、現地調査を通じてその実態をより明らかにしていきたいと考える。

来年度の研究計画では、ベトナムの国会代表選挙と国会の活動については新たに研究メンバーが加わる予定であるので、筆者は人民評議会選挙と人民評議会の活動を中心に研究を行い、同時に、国会代表選挙と国会の活動に関する活動を踏まえて、「ベトナムにおける選挙、議会が、一党独裁体制の維持にいかなる機能を果たしているのか?」という問題意識・発想から、総括をしたいと考えている。

参考文献

- 遠藤聰 2007 「ベトナムの国会と立法過程」『外国の立法』第 231 号、110-151 ページ。
- 五島文雄 1984 「共産党の指導力と『集団主人公権』 - ベトナムの国会に関する考察」『大阪外国語大学 学報』第 64 号、大阪外国語大学、1-41 頁。
- 「ベトナムの人民評議会代表選挙法 - 1961 年の選挙法と 1983 年の選挙法」『学報』第 65 号、大阪外国語大学、1984 年 11 月、75-103 頁。
- 1993 「ドイモイ下における国家機構の再編 - 92 年憲法体制の形成過程を中心には」三尾忠志編『ポスト冷戦のインドシナ』日本国際問題研究所、25-54 頁。
- 1994 「ドイモイ下の国会の変容」五島文雄・竹内郁雄編『社会主義ベトナムとドイモイ』アジア経済研究所、3-36 頁。
- 2004 「ベトナムの行政改革と社レベルの変容」石田 瞳恵・五島 文雄『国際経済参入期のベトナム』アジア経済研究所(独立行政法人日本貿易振興機構)、221-295 頁。
- 五島文雄・諏訪一幸・山田紀彦・山田裕史編 2013 『中国・インドシナ三国の法整備状況-年~2012 年』(平成 22 年~24 年科学研究費基盤研究 B (海外学術調査)

「一党支配体制下のグッドガヴァナンス-中国・インドシナ三国を対象として-」の成果報告書)、静岡県立大学国際関係学部。

千葉文人 2004 『リアル・ベトナム』 明石書店。

Malesky, Edmund and Paul Schuler,"Nodding or Needing: Analyzing Delegate Responsiveness in an Authoritarian Parliament" American Political ScienceReviewVoi.194, No.3 2010, pp.482-502.

＜資料 1 ＞

ベトナムの国会・地方議会に関する主たる資料（の所在）

I. 制度面（インターネットで法律・法令の内容は全てベトナム語で確認できる。但し、下線を引いたものは除く）

1) 憲法

1946 年憲法（翻訳有：公刊）、1959 年憲法（翻訳有：公刊）、1980 年憲法（翻訳有：公刊）、1988 年憲法（1980 年憲法の前文修正、国会決議）、1992 年憲法（翻訳有：公刊）、2001 年憲法（1992 年憲法の一部修正補充、国会決議：公刊）、2013 年憲法（2001 年憲法の一部修正補充、国会決議 2014 年 1 月 1 日発効）

2) 国会

国会組織法：1960 年組織法（翻訳有：未公刊）、1981 年組織法（翻訳有：未公刊）、1992 年組織法（翻訳有：未公刊）、2001 年組織法、2007 年組織法（2001 年組織法の一部修正補充法）

国会代表に関する規定(Quy Che)：1981 年規定（翻訳有：未公刊）

国会代表に関する規定の修正・補足：1990 年規定

国会代表および国会代表団の活動に関する規定（Quy Che）：1993 年規定

国会常務委員会の組織と活動に関する規定（Quy Che）：1990 年規定

国会常務委員会の活動に関する規定（Quy Che）：1993 年規定

国会の各委員会の活動に関する規定（Quy Che）：1993 年規定

民族評議会の組織と活動に関する規定 (Quy Che) : 1990 年規定

民族評議会の活動に関する規定 (Quy Che) : 1993 年規定

国会の監査活動 (Hoat dong giam sat) に関する法律 : 2003 年法

国会代表選挙法 : 1945 年選挙法 (勅令) 、 1959 年選挙法、 1980 年選挙法、 1992 年選挙法、 1997 年選挙法、 2001 年選挙法 (1997 年選挙法の修正補充法) 、 2010 年選挙法 (2001 年選挙法の修正補充法)

法律規範文書公布法 : 1996 年公布法、 2002 年公布法 (1996 年公布法の修正補充法) 、 2008 年公布法

3) 地方議会

人民委員会・人民評議会組織法 : 1958 年組織法 (勅令) 、 1962 年組織法 (翻訳有: 未公刊) 、 1967 年戦時選挙・組織法 (法令) 、 1983 年組織法 (翻訳有: 未公刊) 、 1989 年組織法 (翻訳有: 未公刊) 、 1994 年組織法 (翻訳有: 未公刊) 、 2003 年組織法

各級人民評議会・人民委員会の具体的な任務と権限 (法令) : 1996 年

人民委員会・人民評議会法律規範文書公布法 : 2004 年公布法

人民評議会に対する国会常務委員会の監査 (giam sat) と指導 (huong dan) と政府の検査 (keim tra) と指導 (法令) : 1996 年

人民評議会選挙法 : 1957 年選挙法 (勅令) 、 1961 年選挙法 (法令) (翻訳有: 公刊) 、 1967 年戦時選挙・組織法 (法令) 、 1981 年選挙法 (1961 年法令の修正・補充法令) (翻訳有: 公刊) 、 1983 年選挙法、 1989 年選挙法、 1994 年選挙法、 2003 年選挙法、 2010 年選挙法 (2003 年選挙法の修正・補充)

祖国戦線法 : 1999 年祖国戦線法

人民評議会については、以下のサイトが便利

<http://daibieunhandan.vn/Default.aspx?tabid=184>

(以上は、2013 年 12 月 5 日段階のまとめである)